

認可外保育施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のを総称して認可外保育施設と呼んでいます。また、居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）も含まれます。

認可外保育施設の開設・運営に当たっては、以下の事項に留意するとともに、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（こども家庭庁成育局長発出 こ成保第206号令和6年3月29日）を必ずご確認ください。

2 設置後の届出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。（児童福祉法第59条の2）

また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。（児童福祉法第59条の2第2項）

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の5）

（注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、福岡市による指導監督の対象となります。

- ① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）
- ② 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象。）
- ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ④ 半年を限度として臨時に設置される施設
- ⑤ 認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物などが園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

3 運営状況の定期報告

すべての認可外保育施設（届出対象外施設を含む）は、毎年、運営状況報告をする必要があります。（児童福祉法第59条の2の5第1項）

また、施設の管理下において、事故等が生じた場合、及び24時間かつ週のうち概ね5日以上入所しているような長期滞在児がいる場合にも、福岡市への報告が必要です。

4 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

(1) サービス内容の掲示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが必要です。

（掲示内容）

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（を受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面等交付（児童福祉法第59条の2の4）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。

（書面等交付内容）

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名
- ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

5 設備・運営等に係る基準等について

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

事業開始にあたっては、別途、消防法、食品衛生法、労働基準法等に基づく届出等が必要な場合がありますので、あらかじめ関係機関にお問い合わせください。

なお、設置の届出を行う全ての施設について、消防法令を遵守していることの確認が必要です。所定の様式により、設置前（又は設置後）に所轄消防署に確認を行い、保育支援課へ提出してください。

6 福岡市長が行う指導監督について

福岡市長は、認可外保育施設（届出対象外施設を含む）の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に関して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

認可外保育施設であっても、児童福祉法に基づき、福岡市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対してご協力いただくことになっています。（児童福祉法第59条第1項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合には罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の5、第62条）

立入調査の結果、「認可外保育施設指導監督基準」に照らして、改善を求めると認められ

る場合には、改善指導を行います。また、繰り返しの改善指導にもかかわらず、改善の見通しが無い施設に対しては改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖命令の措置を講じることがあります。(児童福祉法第 59 条第 3～5 項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は、罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

7 証明書の交付について

届出対象施設で、年 1 回実施の立入調査等にて「認可外保育施設指導監督基準」をすべて満たしていることが確認できた場合には、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付します。証明書の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料にかかる消費税が非課税となります。

具体的には、

①保育料(延長保育、一時保育、病後児保育にかかるものを含む。)

②保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料(入会金・登録料)、送迎料が該当します。

8 市民への情報提供について

届出対象施設(居宅訪問型保育事業を含む。)の情報(定期報告や立入調査などから得た事項、証明書の交付状況、その他児童の福祉のため必要と認める事項)について、ホームページへの掲載等の方法により公表を行います。

施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

福岡市ホームページで届出様式等のダウンロードができます。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo->

[mirai/hoikushoshido/child/kansa/ninkagaihoikushisetsua.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/hoikushoshido/child/kansa/ninkagaihoikushisetsua.html)

または、福岡市ホームページ内で「認可外保育施設」とサイト内検索していただき、「認可外保育施設を開設している方、開設をお考えの方へ」のページをご覧ください。

《この文書の照会先・届出の提出先》

福岡市こども未来局子育て支援部

保育支援課 認可外保育施設係

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL : 092-711-4596 FAX : 092-733-5718

MAIL : hoikushien.CB@city.fukuoka.lg.jp